

総務常任委員会記録

令和3年6月21日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時44分

○出席委員（7名）

12番 尾崎 寿一 委員 13番 蒔 苗 博 英 委員 17番 鶴ヶ谷 慶 市 委員
21番 三上 秋 雄 委員 22番 佐 藤 哲 委員 23番 越 明 男 委員
24番 工 藤 光 志 委員

○出席理事者（13名）

企画部長	外 川 吉 彦	法務文書課長	奈良岡 直 人
総務部長	後 藤 千登世	人事課長	堀 川 慎 一
介護福祉課長	川 田 哲 也	文化財課長	小山内 一 仁
契約課長	黒 沼 立 真	文化振興課長	佐 藤 孝 子
建築住宅課長	木 村 和 彦	中央公民館長	中 川 元 伸
財務部長	森 岡 欽 吾	市民税課長	石 井 啓 之
収納課長	中 田 和 人		

○出席事務局職員（2名）

局 長 佐 藤 記 一 書 記 成 田 敏 教

開会に先立ち、市民からの委員会傍聴の申入れに対し、委員長において許可したところであり
ます。

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案9件及び請願4件であります。
なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、お手元に配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めて
まいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第51号 弘前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第51号弘前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正

する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。企画部長。

○**企画部長（外川吉彦）** 議案第51号弘前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会条例は、地方税法の規定に基づき、固定資産の価格に対する不服を審査し決定するために設置された第三者機関であります固定資産評価審査委員会の審査の手續等に関して定めたものであります。

説明に当たりましては、参考資料の条例案の概要に沿って進めてまいりますので、参考資料を御覧願います。

まず、本条例案の提案理由は、弘前市固定資産評価審査委員会に提出する審査申出書等への署名または押印を不要とするため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、本条例案は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として総務省が主導しております押印の見直しに伴うものであります。

当市におきましては、国の取組状況等を踏まえ、行政手續の簡素化及び市民の利便性の向上を目的として、見直し基準に照らしながら、順次、押印の見直しを実施しており、実施に当たり条例の改正を要するものは、議員提出議案として本定例会に提出された2件のほか、本件1件となっております。

それでは、本条例案の内容につきまして、新旧対照表により御説明いたしますので、資料の2ページをお開き願います。

まず、第6条第4項を削る改正は、審査申出人が固定資産評価審査委員会に対する審査申出の際に用いる審査申出書において、審査申出人の押印を廃止し、氏名の記載、いわゆる記名のみとするものであります。

第9条第4項の改正は、同委員会の審査過程において、審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与えた際に作成する調書について、当該意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の押印を廃止し、氏名の自署、いわゆる署名のみとするものであります。

次に、資料の3ページをお開き願います。

第10条第6項及び第9項の改正は、委員会が審査のために口頭審理を行う場合において、関係人が提出する口述書への署名押印の両方を廃止するとともに、調書への委員及び書記の押印を廃止し、署名のみとするものであります。

次に、資料の4ページをお開き願います。

第11条第2項の改正は、実地調査を行った際の調書への委員及び書記の押印を、第12条第2項の改正は、委員会の議事における委員及び書記の押印を廃止し、いずれも署名のみとするものであります。

最後に、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。

○**委員長（工藤光志委員）** 本案に対し、御質疑ございませんか。

○**22番（佐藤 哲委員）** 確かに脱判ことということで、理由はよく分かります。

ところで、署名しなくてはならない——この署名が本人のものであるという確約がないことには、私はやっぱり問題があると思うので、その本人のものであるという確定というのはどうやってするものなのですか。例えて言えば、あらかじめその本人であるというものを署名、サ

インそのものを、何かにこう、機械にでも取り込んでおいて、それで本人のものであるというふうを確認するということが必要だと思うのですけれども、その署名が誰のものであるという確約というのは分からないのではないかと思いますけれども、それについてどう考えますか。

○法務文書課長（奈良岡直人） 確かにその部分については、事前には、確かに事前に登録とか、そういうことはなかなか難しいかと思えますけれども、だんだん後になって問題になったときについては、署名のそういう筆跡鑑定とか、そういう方法もありますし、あとは事前の段階ではそれぞれ、例えば今の場合でいいますと、署名が必要な場合については、ほとんどが調書の関係になります、この条例の中に載っている部分につきましては。これらの調書については、署名を必要だというのが委員会側、委員会の聴取した委員とか、あるいはそれらの調書について作成した書記の署名を求めるものでありますので、あとは申出側から出たものについては、署名ではなくて記名という形で様式上定められておりますので、その辺については問題ないかと思っております。

○22番（佐藤 哲委員） 私は、実はこういう答えを想定していたのです。押印が必要ないというのは重大性を、あまり重大性を帯びたものではない案件については押印が必要ないのだ。だから、本人の確約というのは後であっても、本人の署名だというのはできるのだと、確約はできるのだと。

これまでも、これからも重大性を帯びた物件については、やっぱり押印を必要としていくのだというふうな答えが出てくるのかなと思っていたのですけれども、私の意見についてはどう思いますか。

○企画部長（外川吉彦） いろいろ押印廃止しようございますけれども、契約書や請求書といったものについては押印廃止にならない予定でございますので、こういった手続に関して、申請などについては極力押印を廃止するという方向になっておりますので、御理解いただきたいと思えます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第52号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（後藤千登世） 議案第52号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、弘前市地域包括支援センター運営協議会及び大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

お手元の配付資料、弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案の概要の1ページ目を御覧ください。

まず、1、改正内容の、(1)弘前市地域包括支援センター運営協議会の設置についてであります。

弘前市地域包括支援センター運営協議会は、国が示す手引に従い、これまで条例に規定する必要のない附属機関以外の会合として開催してきたところですが、令和3年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業の評価につきましても当該協議会で行うこととなり、新たな担当事務が増加することを踏まえまして、条例に基づく附属機関として位置づけることとしたものであります。

続きまして、配付資料の2ページ目を御覧ください。

(2)大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会の設置についてであります。

市内に所在する国指定名勝の大石武学流庭園につきまして、現状と課題を整理し保存と活用を促進するため、大石武学流庭園群保存活用計画を策定することとし、この計画の策定に当たり専門的な見地から審議等を行うため、大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会を設置するものであります。

最後に、2、施行期日についてであります。

(1)弘前市地域包括支援センター運営協議会の設置につきましては、現在就任している委員の任期満了後となります令和3年8月17日から、(2)大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会の設置につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 最初に、総括的な意味で、二つほどちょっと説明を求めたいのですが、

これ人事課ということになるかと思うのですが、今回、附属機関として二つほど提案されております。これでこの二つが可決ということに、可決・承認ということになりますと、この条例に定める附属機関というのは何ぼになるのか。全部で何ぼになるのでしょうか。

改めてまたちょっと確認したいのですが、附属機関というと、部があって課があって、その下に何というか、一つの結集体みたいな形でできるということになるのですけれども、課の役割と附属機関との関連性といいますか、整合性といいますか、これどうなっているかということ、もう1回ちょっと、今日は確認したいと思います。お願いします。

それから、提案されている地域包括支援センター運営協議会のほうに、今日、後ほどまた細かく絞って質疑いたしますけれども、担当課といったら介護福祉課ということになるかと思うのですが、今、部長のほうから、センター運営協議会の設置の経過あるいは位置づけ的

なものがちょっと報告になったのですけれども、私がずばり知りたいのは、今地域包括支援センターが七つ八つございますね、八つでしたか、七つでしたか。この地域包括支援センターそのものがこの運営協議会をつくることによって、どうなるかということなのです、知りたいのは。どうなるかということです。つまり、運営協議会を設置するという事は、地域で前線で頑張っている地域包括支援センターそのものの位置づけが、レベルアップと言ったらちょっと表現的には正しくないかも知れないけれども、一層、市の機関にとって大事なものになるのだということかどうか。そこの必要性との問題を含めて、包括センターがこの設置の改正によってどうなるかというあたりのところをひとつ最初にお願いします。

○人事課長（堀川慎一） 附属機関の数でございます。現在、条例で定めている附属機関は65機関であります。今回起案している2機関を合わせると67機関となります。

次に、附属機関の役割でございます。附属機関の役割は、市からの諮問等により、担任する事項について審査、審議、調査等を行うこととしております。それで、その答申の効力としては、法的拘束力はありませんが、尊重すべきものであると認識してございます。

○介護福祉課長（川田哲也） 弘前市地域包括支援センター運営協議会は、介護保険法施行規則に基づき、平成18年度に設置しております。設置に当たっては、国の示す手引において、条例で規定する必要はないとされていることから、これまでは附属機関以外の会合として設置要綱に基づき、会議を運営してきたところです。以来、当協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、その設置や運営などについて事業者、職能団体、被保険者などから意見を聴取する場として機能してきました。

しかし、令和3年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業を評価する役割を担うことになり、平成18年度の発足当時に比べ、果たす役割と責任が増大することから、附属機関と位置づけることが妥当であると考えており、今年度の任期満了に伴う委員改選のタイミングで附属機関に位置づけをするものです。

○23番（越 明男委員） それでは、先ほどちらっと話をしたように、今回の、附属機関の一つである地域包括支援センター運営協議会に絞って何点か伺いたします。手元に渡されたこの資料によりますと、いわゆるこれは、運営協議会が何をやるために設置されているのかという目的ということになるかと思うのです、(1)から(4)。この中でどこが中心なのか。というのは、私の問題意識、先ほどちょっと問題提起で話したように、地域で前線で頑張っている包括支援センターの協議会をつくると。協議会をつくるということは、地域で前線で頑張っている協議会の方々の果たす役割を今説明があったように重視して、一層、財政的にも行政の支援が一層充実するという頭が私はもうあるわけですね。

ところが、ここの性格づけのところを見ますと、運営協議会のところで、1番目に地域包括支援センターの設置等に関する事と、例えばあるではないですか、1番目に。これ、今私が問題にしている地域の前線で頑張っている包括支援センターを直接・間接的に大いに励ますこととはちょっと違う目的なような気がしてならないわけです、設置に関するという。しかも今説明があったように(1)から(4)までは、これまで運営協議会そのものはあったわけですよ。

そうすると、最前線の包括支援センターの方々に運営協議会を通じて、どういう、さらなる支援をするのかというのが、やっぱり目的のところでも議論される必要があるなと思うものですから、今のところ、ちょっと目的との関係で、これまでとどう違う運営協議会に発展していくのかというあたりのところで、ひとつ説明してくれませんか。

それから、二つ目に、その隣のところがこれ、(1)から(2)、その他市長が必要と認める者

というところまで、これいわゆる構成委員の性格づけですよね。これは、そうすると端的に、新たに、今度の設置に伴って新たに補強あるいは修正される点はないということで確認してよろしいでしょうか、こここのところ、構成委員のところ。

最後3点目、事前に渡された資料の3ページと書いていないのですけれども、附則の3番目と言ったほうがよろしいかもしれません。費用弁償等の部分について、最後に触れます。

これまでそうすると、運営協議会が任意の協議会的なものであったときの費用弁償等と今、設置に伴っての費用弁償等はどういうふうになるのか。それから、さっき8月17日をもって任期云々ということがございましたけれども、いつから今の費用弁償等が当てはまるのか。そこから辺、3点お聞きします。

○介護福祉課長（川田哲也） まず、運営協議会が担任する事務についてお答えいたします。

担任する事務は大きく四つに分かれておりますが、一つ目は、地域包括支援センターの設置等に関するものでありまして、センターの設置をはじめ、変更や廃止に関する事、また圏域の設定に関する事などを協議いたします。

二つ目といたしまして、地域包括支援センターの運営及び評価に関する事、前年度の事業報告や運営状況に関する評価結果について協議を行います。

三つ目は、地域包括ケアに関する事、地域における介護保険以外のサービスと連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発などについて協議いたします。本年度より追加される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というところの部分につきましては、この地域包括ケアに関する事に該当いたします。

四つ目は、地域密着型サービスの指定、運営等に関する事、地域密着型サービス事業者の指定をはじめ、サービスの質の確保や運営評価などについて協議いたします。

続きまして、委員の構成についてですが、委員の構成は、介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体として、介護支援専門員協会、医師会、歯科医師会、薬剤師会などを想定しております。また、介護サービス及び介護予防サービスの利用者を代表する者として、老人クラブや認知症の家族会などを想定しております。また、権利擁護、相談事業等を担う関係者としては、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉士会などを想定しています。地域ケアに関する学識経験者として、県の職員や大学教授などを想定しています。そのほか、介護保険の被保険者として、公募による市民を2名以内選定する予定で、定数は14名以内、任期は3年以内としており、今回の改選につき補強となるものではございません。

続きまして、報酬につきましてですが、これまで会議の出席者に対しては、報償費から会長日額1万円、委員日額8,000円支払っております。今後、附属機関に位置づけた際には、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例に基づき、報酬として、会長日額1万2100円、委員日額1万円、約2,000円上乗せされて支払うこととなります。また、令和3年度の地域包括支援センター運営協議会に係る予算措置として56万円を計上しており、既決予算内で対応することとしております。またこの費用については、現委員任期終了後、新たな任期の委員から適用することとしております。

○21番（三上秋雄委員） 私からは、大石武学流庭園のことで若干お聞きしたいと思っております。

この資料を見ると、四つが載っているわけですが、このほかにまだ大石武学流というのは市内にあるのかなという思いをしておりましたので、そのことについて。この四つでやっていくのかということと、あと委員が10人以内とあるわけですが、これはどういう方々を

想定しているのか。それから、あとはこの個人の庭園が3か所、この資料を見るとあるのですけれども、これからいろいろな観光面とかという形の説明がありますけれども、この方々の庭園の、観光となると見に行ったりというのが出てくるかなと思うけれども、所有者のほうとはどういうふうな連絡の取り方をしていましたか。ちょっとその三つ、お聞きしたいなと思っておりました。

○文化財課長（小山内一仁） まず、この市内の庭園の数でございます。こちらの資料のほうに明記させていただいている四つの庭園は、いずれも国指定の名勝に指定されている庭園が市内に四つあるということで。このほかに、国の登録記念物といいまして、指定名勝よりはちょっとランクとしては落ちるのですが、国の登録記念物に指定されている庭園が3か所ございます。それで、特段、指定等を受けていない庭園というのが、実は津軽一円で400程度あるだろうというふうに言われています。市内でも100か所を超える庭園が存在するというのが平成30年度からの調査で、市内の分については100か所を超えている数が分かっておりますが、津軽一円は調査していないので、400か所ぐらいだろうというふうに言われてございます。

それから、次に委員会の構成メンバーでございます。こちらのほうは、まず庭園の歴史、庭園史でありますとか、あるいは庭園に附属する家屋等建築物、それから大石武学流庭園そのものに精通した方、あるいは庭園の中に当然、樹木等も植栽がございますので、そういう樹木等に関わる知見の高い方等を予定しているほか、文化庁からの指導で、民間所有者が入る場合はその所有者の意向も十分反映させるようにという指導がございますので、今回、庭園の所有者3名も加える形で構成したいというふうに考えております。

それから、最後の庭園の公開の状況でございますが、現在指定されている名勝、四つの庭園については、瑞楽園は指定管理で一般公開してございます。それから、残りの三つの庭園でございますが、こちらのほうは個人所有でございまして、常時、人がいて対応するというのがなかなか難しいところがございます。特に折笠にございます對馬氏庭園、對馬さんのところは通常、日中農作業でほぼ人がいないということで、なかなか個人的には観覧したいという方への対応が、今の現状ではなかなか難しいというお返事も頂いているのですが、いずれにしましても文化財課が窓口になっていついつこれぐらいの人数でお邪魔したいということで所有者と連絡を取って、公開できるところは公開しているというような体制を取っているところなんです。それから、登録記念物に指定されている三つの庭園については常駐している方々がいるところでございますので、通常どおり一般公開されているというような状況でございます。

○21番（三上秋雄委員） 今、説明いただきましたけれども、この委員について、選考に当たってちょっと気をつけていただきたいなというのがありまして、やっぱり確かに学識経験者とかいろいろな方がいるのだけれども、この大石武学流というのは、ある程度、庭師とかというのがかなり重要になってくるのかなという思いをしておりますので、何か聞くところによれば岩木のほうに先生か何かいるという話もまたあって、そこがすごく重要な庭もあると聞いていましたので、やっぱりつくるに当たって、委員の選考に当たっては十分配慮していろいろな方の意見を聴いて、これ市の財産になりますので、ある意味では、今までの歴史がある。

本格的にこういう委員会をつくるに当たって、慎重に、いつもこの人が入っているのだということではなくて、きちんとした形の中で——今までもみんなきちんとして来ているのですけれども、結構いろいろ話を聞きますとあるみたいですので、その選考に関しては十分気をつけていただければなと思っていました。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第58号 工事請負契約の締結について（令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事（建築工事））

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第58号工事請負契約の締結についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（後藤千登世） それでは、初めに、配付資料について御説明申し上げます。

弘前文化センター長寿命化改修工事に係る議案第58号から第61号及び第64号につきまして、議案ごとに工事概要をまとめた資料と入札執行書をお配りしております。また、各議案共通の参考資料といたしまして図面12枚をお配りしております。

それでは、議案第58号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、弘前文化センターについて、昭和56年の開館以来40年近く経過し、施設・設備の老朽化が進行していることから、将来的に長く利用していただくために、休館を伴う長寿命化改修を行うものであります。

工事名称は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事(建築工事)で、工事場所は弘前市大字下白銀町19番地4であります。

工事の概要は、建具改修、内装改修、大ホール特定天井改修のほか、石綿含有製品除去などを行うもので、契約金額は7億8100万円、契約の相手方は南・堀江・吉川建設工事共同企業体、竣工期限を令和4年10月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 最初に、今、部長から説明がありました文化センターの長寿命化計画の全体像を一応確認しておきたいと思います。

一つは、工事額全体、これどういうふうに着きそうですか。それから工事期間、いわゆる文化センターが今お休みになっている工事期間、これ出発点からいつまでというあたり、ここ全体像の部分をつ、ちょっと伺っておきます。

それから二つ目に、入札執行書を中心として、第58号の締結について、何ポイントか細かい

部分というか、内容的な部分をちょっと伺いいたします。

最初に、渡された資料の4番目のところに評価値97.000とあります。他者に比べてかなりの差をつけて決定ということになっているのですが、この評価値の中身についてちょっと説明していただけますか。

それから二つ目に、工事請負契約の締結の資料の7番目のところに、6番の契約の相手方ともこれ関係あるのでしょうかけれども、契約の方法について伺っておきます。条件付き一般競争入札というふうにあります。別の資料を見ますと、A等級という説明があります。A等級並びにこの条件付き一般競争入札、ここの業者選定の部分を少し説明してください。

それから3番目に、入札執行書の手書きの部分の最後のくだりのところ、この工事議案の落札率97.59%とあります、落札率。この落札率は、契約に関して随分議論してきた経緯がありますね、総務常任委員会でも。

それで、全国の市民オンブズマンの方々は、落札率95%以上は極めて談合あるいは談合的要素が強いのではないかという見解をお示ししているわけですが、

私も実は全部見てきたわけではないのですが、97.59%という高い、限りなく100%に近い数字で、実は久しぶりに見ました。落札率97.59%、今言ったように市民オンブズマンの全国組織は、業者間の談合あるいは談合的要素が強いのではないかという見解をお持ちなのですが、この落札率97.59%に対する市の見解を伺っておきます。

○文化振興課長（佐藤孝子） 工事の額につきましてですが、弘前文化センターの総事業費につきましては、設計業務と工事請負費の合計で約27億円となっております。

また、工事の期間につきましては、令和3年7月から、休館期間ということだと令和5年3月まで休館させていただくことになっております……申し訳ありません、工事期間につきましては令和3年7月から令和4年10月31日までとなっております。

○契約課長（黒沼立真） まず、総合評価落札方式の評価値の話ということでございます。評価値とは、技術評価点と価格評価点の合計値で、総合評価落札方式ではその数値が最も高い者を落札者として決定いたします。具体的には、技術評価点は企業の施工能力や配置予定技術者の能力などを評価基準に基づいて点数化したもので、また価格評価点は通常の入札に当てはめた場合の落札札となるべき入札額を満点としてその金額との差額を点数化したものであります。

続きまして、入札の方法ということで、条件付き一般競争入札のお話をちょっとしたいと思います。市の入札参加資格名簿における等級格付や施工実績など入札参加者に必要な資格等をあらかじめ示したものが条件付き一般競争入札ということになります。このことによって、不適格業者の排除と工事の品質を確保するとともに、地元で施工可能なものにつきましては地域要件を設けることで市内業者の受注機会の拡大につながるものと考えております。

本件の文化センター長寿命化改修工事の建築工事に関しましては、参加条件といたしまして、まずこれJVなのでございますけれども、このJVの代表者といたしましては、特定建設業の許可を持っていること、市の入札参加資格名簿において建築一式工事A等級に格付されていること、平成18年度以降に建築一式工事で1件の契約金額が4億100万円以上の元請施工実績があることなどを条件としております。

続きまして、落札率の話だと思います。落札率をどう捉えているかということだと思います。直近3か年度の建築一式工事の落札率を申し上げますと、平成30年度は95.89%、令和元年度は97.31%、令和2年度は96.08%でありますので、本件につきましても建築一式工事としては平均値並みであるというふうに捉えております。

○23番（越 明男委員） もう二、三点ちょっと確認させてください。

今、評価値の説明がございました。私は、この資料を見て、落札上位で決まった企業体との差が随分あるなというイメージで見えていたのですが、果たしてこの評価値を与える、何といいますか、評価員といいますか、評価値判定員と言ったらいいのですか、評価値を与える方々は誰々と、多分役所の中の方々だと思うのですけれども、そこをちょっと評価値の判定・認定を裁く方々をちょっとお示ししてくれませんか。

それから二つ目、この契約方法に基づく契約の相手方のところをちょっと見ていますと、堅田一丁目1番地4、これたしか南建設ですよ。その南建設の次に堀江・吉川の企業体というふうになっているのですが、この南建設はこの契約の中において、どのくらいのどんな位置を持っているのですか。つまり、工事の進行に伴って何か大きいトラブルなんかがあったときに、会社の倒産なんてことが、いろいろなことが、不測の事態があり得るのだろうと思うのだけれども、南建設が基本的には責任を持った形で進めるという理解でいいのか。南建設の名前を引き合いにするのはちょっと私も恐縮なのですが、この企業体の冒頭に来ている会社の役割と、この会社が不幸にしてなかなか大変な状況になったときに、2番目、3番目に名を連ねている企業体の会社の果たす役割、ここちょっと二つほど。課長、お願いします。

○契約課長（黒沼立真） まず、1点目。評価値の点数の判定の部分だと思います。それぞれの入札において、それぞれの業者から提出していただいた書類を基に点数をつけております。これは選考委員であるとか、そういう評定委員があるということではございませんで、例えば配置予定技術者の能力につきましては、配置予定の技術者の実績や能力に応じた点数がつくということになります。これは、何らかの委員会なりメンバー、会議の中で決定するというものではなくて、契約課の職員が提出された書類を基に、技術評価点の評価項目及び評価基準に基づいてあらかじめ点数をつけております。価格評価点に関しては、もちろん札を見ながらということになります。

続きまして、JVの役割といいますか、その部分だと思いますけれども、まず、今回のこの建築工事に関しては、JVの出資比率として南建設が40%、堀江組が30%、吉川建設が30%ということで、必ずしもこの割合で責任の度合いが決まるということではありませんけれども、一般的なバロメーターとしてはこの数字になるのかなというふうに考えております。

ちょっとこの表現が適切かどうか分からないのですけれども、JVのうち、例えば1者が自己破産した場合はどうなるのかという部分をちょっと申し上げますと、国の見解では、共同企業体の構成員の一部が破産した場合、破産した構成員は共同企業体から脱退することになります。そして、残存構成員で施工が可能であると判断された場合には、できる限り施工させることを基本としています。なお、残存構成員が1者である場合で当該1者でも施工を認めることとなった場合には、当該共同企業体は存続し、かつ従前の契約は有効として取扱うことができるものとされております。JVそのものの意味として、そういう場合にでも対応できるようにという意味で企業体を組んでおりますので、そういう事態にも備えて組んでいるというふうに考えております。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第59号 工事請負契約の締結について（令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事（電気設備工事））

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第59号工事請負契約の締結についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（後藤千登世） それでは、議案第59号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修に伴う電気設備工事であり、経年劣化による照明設備、受変電設備、消防用設備などの改修を行うものであります。

工事名称は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事（電気設備工事）で、工事場所は弘前市大字下白銀町19番地4であります。

契約金額は5億600万円、契約の相手方は張山・日善・弘都特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和4年10月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第60号 工事請負契約の締結について（令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事（機械設備工事））

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第60号工事請負契約の締結についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（後藤千登世） 議案第60号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修に伴う機械設備工事で、経年劣化による空調設備、給排水設備及び和式トイレの洋式化などの改修を行うものであります。

工事名称は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事(機械設備工事)で、工事場所は弘前市大字下白銀町19番地4であります。

契約金額は5億3821万9000円、契約の相手方は弘水・東弘・大伸特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和4年10月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上です。

○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第61号 工事請負契約の締結について(令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事(舞台照明設備工事))

○委員長(工藤光志委員) 次に、議案第61号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長(後藤千登世) 議案第61号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修に伴う舞台照明設備工事で、大ホールなどの演出照明機器のLED化や調光設備の改修などを行うものであります。

工事名称は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事(舞台照明設備工事)で、工事場所は弘前市大字下白銀町19番地4であります。

契約金額は3億9886万円、契約の相手方は株式会社ユアテック弘前営業所、竣工期限を令和4年10月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上です。

○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番(越 明男委員) 契約案件が続いておりますけれども、61号、何点か質疑いたします。

改修工事(舞台照明設備工事)とあります。この業者は、かなり少数精鋭なのですかね、舞台照明設備工事。そこちょっと、業者数といいますか、業者はかなり絞られるのかなと。そうすると地元業者はなかなか、こういう思いでお聞きします、一つ目。

それから二つ目、先ほどの議案の中でちょっと質疑を行ってきたのですが、この工事契約の締結については、先ほど問題にした評価値というポイントといいますか、評価がございませんね。これ、何でないのでしょうか、評価値。

3点目、契約の方法についてですけれども、冒頭の舞台照明設備工事の業者というのと関係あるのかもしれませんが、条件付き一般競争入札というふうに表現されています。市はどのくらいの前提の調査といたしますか、考え方で、どのくらいの業者にこの条件付き一般競争入札の資格者としての御案内をやったのかというあたりをちょっとお願いします。

最後4点目、今日の前に本当はしゃべるべきだったのかも分かりませんが、契約の相手が藤野一丁目の株式会社ユアテックというのは、これは字体が大きいから分かりますけれども、この執行書を見ると細かくて見にくいのですよ、細かくて。眼鏡かけていないかと思ったら、私さっきから眼鏡かけて一生懸命見でただけでもさ。入札業者として参加した株式会社ユアテック弘前営業所の、決定のところ以外のお二方の業者の名前をちょっと説明していただけませんか。

○契約課長（黒沼立真） まず1点目、業者数というお話でございます。

この業者数のお話の前に、今回の舞台照明の条件の部分の部分をちょっと申し上げたいのですけれども、まず他のものと同じように、特定建設業の許可を有することと、あと市の名簿において電気工事に登録されていること、あと固定座席を500席以上有するホールまたはこれに類する施設の舞台照明設備の設置または改修工事で1件の契約金額が2億1600万円以上の元請施工実績があることということを主な条件としておりまして、工事の契約額等をデータベースに入力しているコリンズというシステムがあるのですけれども、これは全国どこでも、加入してあるところであれば検索できるというものなのですが、それで実際に、先ほどの施工実績の部分を検索したところ、想定としては最大で10者が参加可能ではないかというふうに我々のほうでは見込んでおりました。

続きまして、総合評価の部分だったと思うのですけれども、評価値の部分ですね。この舞台照明設備工事に関しては、これ総合評価の方式でやっていなくて、単純に価格競争で、ただ条件付き一般競争入札ということには変わりはないのですけれども、価格競争でやっている関係で、評価値としては表してなくて、2番札も単純に金額でお示しているというものでございます。

3点目、条件付きの関係でどのくらいの業者へ案内しているのかと。これ指名競争入札ではありませんので、一般競争入札ですので、先ほどの条件に合致すると思われる10者が自ら申請することが可能であるというふうに考えてございます。

4点目です。この執行書の業者名ということなのですが、すみません、これ小さくて見にくくて申し訳ございません。一番上から、これ最低制限価格未満ということになっておりますけれども、東芝ライテック株式会社東北営業所になります。2番目がユアテックの弘前営業所、三つ目ですが、株式会社松村電機製作所東北支店というふうになってございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○21番（三上秋雄委員） 一つだけ。今、越委員も話をしていたのだけれども、条件付き一般競争入札ということで。例えば、これ東北、ユアテックはまあ……地元の電気屋で例えばこういう工事をやるとなったら、条件をどのくらい緩和したら地元の業者が入れたのかなど。例えば、さっき課長もしゃべった2億円以上の実績とか、500席以上の工事をやったとかという部分を、ここを下げれば地元でもこのくらい参加できてあったのだというのがあったら、ちょっとお聞きいたします。

○契約課長（黒沼立真） 地元、どのくらいの実績であればというお話なのですけれども、実は、確かに単純な金額の部分だけでいけば、地元業者も参加可能であるというふうなものも出てく

ると思うのですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、固定座席500席以上のホールであるとか、それに類するものの施工実績というふうになりますと、市内業者は参加可能な業者というのが見えてこない状況でした。ですので、実績を例えば500万円まで下げれば参加可能だとか、そういうことではなくて、工務とかその辺の関係のそもそもの実績としては、我々が調べる範囲では見つかりませんでした。ですので、こういう専門工事といたしましては、なかなか市内業者では難しいというふうに認識してございます。

○21番（三上秋雄委員）　なかなかこういう実績がある業者が市内にないというふうに課長は言いましたけれども、このままいくと、ずっと実績がつきませんよ。例えば、実績がある会社にJVとして、金額的にもいいわけですよ、3億9000万円となると。

地元を育てるという意味でも、JVにして勉強させて実績をつけるという方法を何で取らなかったのか。それは考えられる、今までもいろいろな契約の中で、地元の企業を育てていくという意味からもそういう感じのもので契約してきたという思いがありますので、ここだけ何でこういうことをしたのか。そこちょっと、どういう理由があってそういう方式を取らなかったのかちょっとお聞きしたいと思います。

○契約課長（黒沼立真）　ちょっと要約すれば、JVという方式を取らなかった理由ということだと思うのですけれども、やはり今の照明の工事であり、次の舞台つり物の関係も含まれるのですけれども、特殊な施工能力を求められるといった部分で専門工事であるといったことを勘案した場合に、なかなかその共同企業体の方式にはなじまないというふうに判断してこのような単体の発注をしたというものでございます。

委員おっしゃるとおり、そうすれば地元業者は一生参加できねばなというお話だと思うのですけれども、例えばこの案件ではなくて、別の案件で大手が取ったとしてもそのJVの中に市内業者が構成員として入るといったようなケースもあったのですけれども、ちょっとそのものの工事の名称は申し上げませんが、例えばそれは、今後のメンテナンスであるとか、附帯工事的なものが発注される可能性もあるということで、それは地元業者もということだったので、今回のこれに関しては、それほど今後も件数があるというふうには見込めないですし、正直申し上げて、地元の業者がやれる分というのが、実際、このくらいやって利益も上がるということであればそういうことも検討することもあるでしょうけれども、一番大きい理由としては、先ほど申し上げましたように特殊な施工能力が求められる専門工事であるといった意味での責任の所在とか、その辺の部分を検討した結果、共同企業体になじまないというふうに判断したということでございます。

○委員長（工藤光志委員）　ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第64号 工事請負契約の締結について（令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事（舞台機構設備工事））

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第64号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（後藤千登世） 議案第64号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修に伴う舞台機構設備工事で、経年劣化による大ホール及び小ホールの吊物機構のワイヤー、滑車、モーターの改修などを行うものであります。

工事名称は、令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事（舞台機構設備工事）で、工事場所は弘前市大字下白銀町19番地4であります。

契約金額は1億7937万6846円、契約の相手方は三精テクノロジーズ株式会社仙台営業所、竣工期限を令和4年10月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上です。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 先ほど来の、先ほどの議案と関係がありますものですから、ちょっと二、三質疑しておきます。

舞台機構設備工事とあります。文化センターにふさわしい名前だなというふうには思います。業者選定との関係で、落札が決定した業者が三精テクノロジーズの仙台営業所だという説明を受けたのですけれども。

これ業者選定との関係で、この工事のオーダーというのが極めて特殊な技術といいますか、相当精鋭のものなのでしょうか。それと、業者をどういうふうにと選考したのかというあたりのところを、もう一度ちょっと課長から説明いただければと。

○契約課長（黒沼立真） 業者選定のお話ということなのですが、こちらに関しましても先に入札の参加資格の部分をちょっと申し上げます。

これまでと同じように、特定建設業の許可を有すること、市の入札参加資格者名簿において機械器具設置工事に指定されていること、平成18年度以降に公共工事の固定座席500席以上を有する工事、またはこれに類する施設の舞台機構設備の設置または改修工事で1件の契約金額が9800万円以上の元請施工実績があること。主な条件としてはこれらになります。

それで、先ほども申し上げました工事の施工実績のデータベース——コリンズというのがありますが、これで同じように我々のほうで検索した結果、先ほどの元請施工実績も合わせまして5者が参加可能と、最大で参加可能というふうには我々のほうでは見込んでおりました。委員おっしゃるとおり、かなりこれ専門的な工事でありまして、全国の地域でもこの5者しかないという状態でした。これも条件付きの一般競争入札ですので、同じようにこちらから指名したということではなくて、あらかじめ先ほど申し上げました条件を公告して、それに対して入札参加申請したいというふうな申請を受付して札を入れてもらっているというものでございます。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） これ、議案第58号から第64号までの全てに関連すると言えれば変ですけれども、今の説明によりますと、40年近く経過してかなり老朽化が進んでいるということで、おおよそ、約27億円ぐらいかけて改修工事をするのだということですが、これ今改修

をした後、何年ぐらいもづつてへばいいんだべが、というふうに見ていますか。10年、20年、30年……その辺、今27億円をかけて全部やるのだけれども。

○文化振興課長（佐藤孝子） 今回の改修による耐用年数ということだと思います。今後40年間の使用を見据えた工事となっております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第53号 弘前市税条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第53号弘前市税条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（森岡欽吾） 議案第53号弘前市税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税における医療費控除の特例適用期間を延長するなど、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたしますので別紙を御覧ください。

まず、1の控除対象扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しに係る改正であります。令和2年度税制改正において控除対象扶養親族の対象外となった者を各条文にある扶養親族から除外するものであります。これに伴いまして、第17条の2、第25条の3の3、附則第3条の3の関係条文の整備を行うものであります。

次に、2のセルフメディケーション税制に係る改正であります。

この制度は、定期健康診断や予防接種を受けるなど一定の取組を行う者の世帯が、特定一般用医薬品の購入費用を年1万2000円を超えて支払った場合に適用される医療費控除の特例で、平成30年度から令和4年度までに限り適用することとなっていたものを、附則第5条において令和9年度まで5年間延長するものであります。

最後に、本改正条例の附則につきましては、附則第1条においては施行期日を、第2条においては経過措置を規定するものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第62号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第62号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（森岡欽吾） 議案第62号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、市町村の事務の一部を共同処理するために平成19年4月1日に発足した一部事務組合であります。

本件につきましては、当組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 1点だけ。

改めて審査順序表あるいは渡されたペーパーを見て、財務部、そして担当が収納課となっております。端的な話、なして収納課だんだがということです。

僕は、どうもイメージ的には課が違うんた感じになったりすると……なるのですけれども、収納課というと、諸税の回収のところというイメージが強いのですけれども、そこはちょっと担当課長、説明していただけませんか。

○収納課長（中田和人） 青森県市町村総合事務組合の設立からちょっとお話しさせてください。

元をたどれば、青森県町村会に事務局を置く四つの一部事務分野を統合しております。その

一部事務組合というのが、青森県消防補償等組合、青森県市町村税滞納整理組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合、青森県自治会館管理組合、この四つの一部事務組合を地方自治法第284条第1項に基づき、平成19年4月1日に発足しております。

平成24年4月に市町村税等の滞納処理を市町村と共同にして行う専門機関として、市町村税滞納整理機構を設置しました。この設置に伴い、弘前市もこの組合と一部事務組合に加入しております。

それで、当市におきましては、この市町村税滞納整理機構に関するところだけ参画しておりますので収納課が担当ということになります。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定について国への意見書の提出に関する請願書

○委員長（工藤光志委員） 次に、請願第2号治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定について国への意見書の提出に関する請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○12番（尾崎寿一委員） 請願第2号治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定について国への意見書の提出に関する請願書、本請願に対して、不採択の立場で意見を申し上げます。

国の政策は、政府や国会において国内外の社会情勢などを勘案しながら国家・国民の利益に資するように制度を設計し実施しているものであり、政策に対する評価は、まずは国政において十分に議論がなされ、最終的には国民が投票行動により行うこととなるものであります。

過去の国の政策について、後年、評価を行う場合は、まずは国自らがその責任の下に、実態を正確に把握し、当時の社会情勢や国家、社会、国民の価値観などの時代背景を十分に整理・

分析した上で慎重に行われる必要があります。

治安維持法についても、その評価は、まずは国による正確な実態の把握と十分な時代考証の下に慎重に行われるべきものであり、地方議会として評価を下すことは差し控えるべきと考えます。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えます。

○23番（越 明男委員） 私は請願第2号をひとつ、採択の方向でということ。請願の趣旨に賛成の立場での意見を若干述べたいと思います。

まず、最初に述べておきたいのは、戦後の日本の政治の出発点が、今焦点の治安維持法にさようなら告げて、憲法第9条に基づく新しい民主的な国家をつくることであったと思うのです。ですから、治安維持法そのものに対する国策的な決着というのはもうついているというふうに見るべきでないかなというふうに思うのです。

その上に立って今、請願者が要旨としてきている、この治安維持法そのものが人道に反する悪法であったということ、犠牲者に対する謝罪・賠償をしっかりと行うべきだということ、それから、さらに犠牲者の実態をきちっと調査すると。これは、今冒頭で言った治安維持法にさようなら告げての新しい日本の民主国家をつくる国民的国策としての出発点であったというふうに思いますから、この3点の要旨というのは、これはもう、今も現実に、私どもに胸を打つ内容として伝わってきているというふうに思います。そういう立場から、請願第2号は採択すべきだということを強調したいと。

最後、1点だけ、意見を少し付け加えたいのですが、今回、請願者の、同盟の弘前支部の皆さん方から、この弘前を含む、この津軽の治安維持法の言わば犠牲になった方々の貴重な資料が我々に渡されておりますね。これは、非常に請願者の方々の我々に対する誠意を示すものでないかなというふうには思います。近く茂森でいろいろあったという話も、私も承っておりますけれども、治安維持法の下で、我々の先輩の弘前の市民の方々が心半ばにして、やっぱり犠牲になったという事実が現存としてございますので、そういう立場からも、ひとつ請願に賛同の意を表明していただいて、国に対する意見書を上げるべきでなかろうかと。

以上、討論とします。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める」意見書の提出に関する請願

○委員長（工藤光志委員） 次に、請願第3号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准

を求める」意見書の提出に関する請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○13番（蒔苗博英委員） 私は、本請願に対して、不採択の立場で意見を申し上げます。

核兵器の廃絶については、当市の平和都市宣言においてもうたわれており、核兵器のない平和な国際社会の実現は当市として願ってやまないものであります。

しかしながら、核兵器の廃絶に向けた諸課題の解決のための努力は、国際社会において慎重に行われる必要があり、我が国の関わり方も安全保障と外交の問題として国政の場で議論されるべきものであることから、地方議会として賛否や意見の表明は差し控えるべきと考えます。

以上のことから、本請願は不採択とするべきであると考えます。

○23番（越 明男委員） 私のほうから討論を行います。請願第3号の要旨・趣旨妥当と認め、採択すべきということでお話をいたします。

この間感じますのは、やはり二度、三度にわたる被爆の経験を持つ日本。被爆者の援護という問題がこの根底にずっと座っていて、これが世界で今、核兵器そのものが禁止条約として到達したということは、被爆者の長い間の大奮闘が、それから日本人の名において消し去ることはできないと思います。その点からも、この請願は趣旨妥当だということをも最初に強調したいと思います。

今——今ということでございませぬ、この間、当常任委員会においても、市が平和都市宣言をやっているということをもひとつ、いろいろ引き合いに出すのですけれども、私もずっとこの間、可能な限りに東北地区を含めて、改めてこの核兵器禁止条約の国への意見書を採択した地方自治体のところをちょっと調べてみました。平和都市宣言等々の宣言をやっている自治体の、頑張って、張り切って意見書を採択して国に上げているということですので、これは、都市宣言を採択したからこの核兵器禁止条約の意見書を国に上げるということとは、論理的には何も矛盾しないことなのだというふうな感じがいたしますので。

我々、前市政のときに平和都市宣言を採択したという実績そのものを持っていますけれども、核兵器の禁止条約はさらに被爆者の部分、それから核兵器禁止条約の核兵器の廃絶に向かっていて、世界のその流れに我々もそろっていくということになると思いますので、ぜひそういう立場から、ひとつ請願第3号は採択すべきということを強調しておきたいと思います。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

請願第4号 国の責任による選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める請願

○委員長（工藤光志委員） 次に、請願第4号国の責任による選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） このたびの請願について、不採択の立場から意見を申し上げます。

本請願は、選択的夫婦別氏制度の導入などを含む民法の改正を緊急に国の責任で行うことについて、意見書を採択するよう求めているものであります。

現在の民法では、婚姻に際して、夫または妻のいずれかの氏を称することと規定されております。これまでも、法務省において選択的夫婦別氏制度の導入等を含む改正法案が準備されておりますが、国民各層に様々な意見があることなどから国会に提出するには至っておりません。

一方で、婚姻での氏の変更による社会的な不便・不利益が指摘されているところであり、住民票やマイナンバーカードなどに旧氏を併記可能とすることで、様々な場面で旧氏を使用しやすくなるよう取組が進められているところであります。

夫婦の氏に関する法律改正については、関係する法律が多岐にわたり、その影響も非常に大きく、国において多面的にしっかりと議論され、国民の理解を深めることが必要であることから、現時点において、地方議会として直ちに民法改正を求める意見をするには差し控えるべきと考えます。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えます。

○23番（越 明男委員） 請願第4号を採択すべきということで若干の討論を行います。

これは国会のやり取りでも明らかになったと思うのですが、総理とこれをつかさどる法務大臣が選択的夫婦別姓の導入については賛意を示しているという、国会の審議の中で明らかになりましたね。これは大事なことだと思うのですよ。

ですから、なおのこと、これは国民的な世論として今、どんどん向かっている最中ですので、請願法、請願権に基づいて地方からそういう声を国に発するという事は、極めて私大それた、タイミング的にも内容的にも大事なことだということでもあります。

要旨に全面的に賛同の意を表明して討論といたします。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

請願第6号 再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書に関する請願書

○委員長(工藤光志委員) 最後に、請願第6号再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書に関する請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○22番(佐藤 哲委員) 私は、本請願に対して、不採択の立場で意見を申し上げます。

刑事訴訟法は、刑事事件について公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用・実現するために、その刑事手続について定めたものであります。同法の再審制度については、確定判決の存在を前提とし、主として事実認定の不当を是正し、有罪の言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続であり、その在り方については様々な意見があるものであります。

このことに関して、平成28年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則第9条第3項においては、再審制度の在り方について検討を行うこととされており、現在も国等において慎重な議論が重ねられているところであります。

刑事手続については、まずは国がその在り方を検討すべきものであり、現時点において地方議会として意見することは差し控えるべきであると考えます。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えております。

○23番(越 明男委員) 請願第6号の趣旨に賛同いたしまして、採択の立場で意見・討論を行います。

二つあります。要旨の一つ目ですけれども、検察官が保管する証拠の全面開示を義務づけることは、刑事訴訟法の原点だという認識を持ちます。それから、2番目、再審決定に対する検察官の不服申立てを認めないこと。これが専門家の指摘だと、やはり冤罪の防止へとつながっていくという指摘があるようであります。二つの要旨、論的には賛同をいたし、請願は採択すべきということを申し上げたいと思います。

なお、一つだけ最後に付け加えます。国民的・市民的な運動にもこの問題がなっているというのを今日は述べたいと思うのです。

2019年5月20日に、再審法改正を目指す市民の会が結成されております。この会は、冤罪の再発防止、被害者救済を求めるといふ、極めて国民の基本的人権をしっかりと守るという立場で市民の会ができたものと私は理解しております。そういった市民の会の運動のこともあって、今、全国的にも再審法の改正を求める運動が大きく高まりつつあるというのが私の認識であります。

ひとつそういった趣旨も、経過なども、動向なども踏まえて、請願第6号を採択していただくよう、最後、討論といたします。

○委員長(工藤光志委員) ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時44分 散会】